

キャリア実習及びインターンシップに関する覚書

文部科学省（以下、「甲」という。）は、〇〇大学（以下、「乙」という。）と、令和 7 年度文部科学省におけるキャリア実習及びインターンシップの実施について、下記のとおり覚書を締結する。

記

第 1 キャリア実習及びインターンシップ実施に係る基本的役割等

1 甲と乙の連携

甲と乙は、「文部科学省におけるキャリア実習及びインターンシップ基本方針」及び「令和 7 年度文部科学省におけるキャリア実習及びインターンシップ実施要領」（以下、「実施要領」という。）に基づき、文部科学省におけるキャリア実習及びインターンシップ（以下、「実習」という。）が円滑に実施できるよう、互いに連携・協力する。

2 甲の役割

甲は、実習において、別に通知する乙の学生（以下、「実習生」という。）を別に通知する期間（以下、「実習期間」という。）において受け入れ、その期間中、実習生に対して必要な指導・助言を行う。

3 乙の役割

乙は、実習生に対し、本覚書に定める事項を周知するとともに、円滑な実習を進めるために必要な指導を行う。

なお、乙は、実習生が実習期間中にやむを得ない事由により実習を辞退することとなった場合、甲に速やかに所定の様式による辞退届を提出する。

第 2 実習時間、所要経費及び事故への対応等

1 実習時間及び実習場所

（１）実習時間は、原則として月曜日から金曜日までの連日、原則 9 時 3 0 分から 1 8 時 1 5 分まで（以下、「定時」という。）とし、このうち 1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分までを休憩時間とする。なお、実習の都合上必要が認められた場合は、実習時間を変更する場合がある。また、定時以外にも実習を行う場合がある。

（２）実地による実習は、原則として文部科学省、文化庁及びスポーツ庁において行うものとする。

2 所要経費の負担

甲は、実習生に対し、実習に係る経費（実習生の自宅等から甲への交通費、滞在

費、食事代、保険料、通信費、関連施設の見学等を行う場合の必要経費等）は原則として支給しない。

3 実習期間中の事故等の補償

（１）乙は、実習生に「学生教育研究災害傷害保険」及び「インターンシップ等賠償責任保険」等の災害補償保険及び賠償責任保険（以下、「学生保険等」という。）の両方に加入させるものとする。

（２）実習期間中の事故等により実習生が傷害を負った場合は、乙が学生保険等の利用に関する必要な手続きを実習生に指導し、実習生が加入する学生保険等により補償する。なお、乙及び実習生は当該保険の保険金の範囲内で甲に対する求償権を放棄する。

（３）実習生が甲又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理するとともに、必要な補償は乙が学生保険等の利用に関する必要な手続きを実習生に指導し、実習生が加入する学生保険等により補償する。

第 3 実習期間中における遵守事項等

乙は、実習生に対し、以下の事項を遵守させる。なお、甲は、実習初日に実習生から以下の事項を遵守することについて誓約書を提出させるものとする。

1 実習期間中の服務

（１）実習期間中、実習生は国家公務員としての身分は保有しないが、文部科学省職員が遵守すべき法令等を遵守するとともに、公務員について公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為が禁止されていることに鑑み、これらに類する行為を行ってはならない。

（２）実習生は、実習期間中に知ることのできた秘密（国家公務員法第 1 0 0 条第 1 項に定めるもの）を外部（乙を含む。）に漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。また、実習期間中及び実習期間終了後、実習期間中に知ることのできた秘密（国家公務員法第 1 0 0 条第 1 項に定めるもの）を公開してはならない。

（３）実習生は、実習期間中及び実習期間終了後、上記（１）及び（２）に該当する事項について、外部掲示板等（民間企業等が提供する SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）を含む。）への情報の書き込みなどをしてはならない。

（４）実習生は、実習期間中は、実習開始時間前までに文部科学省に登庁する。なお、実習に関して甲の指示に従うとともに実習時間中は実習に専念する。

2 実習の欠務

（１）実習生は、正当な事由による場合以外は、実習の欠務を認められない。

（２）実習生は、上記（１）により欠務する場合は、事前に甲に申し出てその指示に従う。やむを得ず事前の申し出ができない場合は、事後、速やかに甲に連絡する。

3 実習の辞退

実習生が実習期間中に、やむを得ない事由により、実習を途中辞退することとなった場合、速やかに甲及び乙に連絡し、乙から甲へ辞退届を提出するものとする。

第 4 実習の打ち切り

- (1) 甲は、正当な事由による場合であっても、実習生が 2 日以上欠務した場合には実習を打ち切ることができる。
- (2) 甲は、(1) に該当する場合のほか、実習生が実施要領及び本覚書に従わない場合や、実習を継続しがたい事由が生じた場合は実習を打ち切ることができる。
- (3) 甲は、実習を打ち切った場合には速やかに乙に通知するものとする。

第 5 覚書の有効期間

本覚書の有効期間は、本覚書の締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

第 6 協議

本覚書に定めがない事項、又は本覚書に疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上決定する。

【注意】 必ず PDF 形式で提出してください。

本覚書の締結を証するため、甲、乙記名の上乙は甲に、乙であることが確認できる電子メールアドレス等から電子メール等により、PDF 形式で送付することとし、それぞれ保管するものとする。

【注意】 日付は統一して「令和 7 年 7 月 2 5 日」としているため、変更しないようにお願いします。押印は不要です。

令和 7 年 7 月 2 5 日

文部科学省大臣官房人事課長 伊 藤 史 恵

〇〇大学〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇